

文教福祉委員会

平成28年6月24日（金）

午前10時00分～午後0時30分

議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
- ・教育委員会 東島教育長、江副副教育長兼社会教育部長、藤田こども教育部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○重松委員長

おはようございます。これより文教福祉委員会を開会いたします。

まず初めに、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までに申し出てください。

それでは、日程に基づき、付託議案の審査を行いますので、保健福祉部以外の職員は退出していただいて結構です。

◎関係職員以外退席

○重松委員長

それでは、保健福祉部の審査ですけれども、まず、議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴う保健福祉部の職員の方がかわられておられますので、その紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介をお願いいたします。

◎職員紹介

○重松委員長

それでは付託議案の審査等に関係ない職員は退室されて結構でございます。お疲れさま

でした。

◎関係職員以外退室

○重松委員長

それでは、付託議案の審査に入ります。

まず、第57号議案から審査いたします。

執行部から第57号議案の専決処分についての説明をお願いいたします。

◎第57号議案 専決処分について（平成27年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）） 説明

○重松委員長

ただいま執行部から第57号議案、専決処分の説明がございましたけども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども。

○高柳委員

この3薬のそれぞれのメーカーはわかりますか。

○保険年金課給付係長

3薬の発売元についてお答えいたします。

ソバルディがギリアド・サイエンシズ、ハーボニーも同様にギリアド・サイエンシズで、ヴィキラックスについてはアッヴィ合同会社ということになっております。

（「いま一度、ちょっと聞き取れなかった」と呼ぶ者あり）

ソバルディとハーボニーについてはギリアド・サイエンシズという会社でして——片仮名です。ヴィキラックスについてはアッヴィ合同会社と記されております。アメリカの会社のようにございます。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

○福井委員

先ほどの説明の中で、一般療養給付について、12月が前年比較で9,165万円の増ということになってちょっと危ないなと判断をされていた中で、1月は下がるだろうという予測をされたということなんだけど、これは何で下がるだろうという予測をされたんですか。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

12月診療につきましては年末年始の休暇が入るということで、1回での処方が28日ということで、お正月休みが病院は変わりますので、どうしても12月中に行かれる方がふえるだろうと。また、これは国保連合会もそういう分析をしておりましたので、多分、何とか1月以降は少し下がるのではないかとというふうに想定をしておりました。

○重松委員長

よろしいですか。

○福井委員

これだけふえてきているというのは、恐らく医療に当たる医師からも、どんどんこれを使いなさいという一つの判断というか、そういうこともあってこうなったんだろうと思うんですけど、その辺の情報のつながりというのは全然ないんですかね。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

この薬については、お医者さんも当然そうなんでしょうけど、C型肝炎の患者のほう待ち望まれたというふうに聞いております。

私どもも、初めて国保新聞で知り得たというのが正直なところでございまして、ただ、病気の方々にとっては待ち望んだ薬であると。要は、今までインターフェロンで効果がなかった方で、しかも副作用が強いということもあって、治療を断念された方も、これはほとんど副作用がなく、しかも治癒率といいますか、それが95から100パーセントと非常に高い率となっておりますので、患者さん方が待たれておったというふうに後になって聞き及んだところでございます。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

○白倉委員

議案質疑でも出されていたんですが、私からも改めてお伺いいたします。いただいている資料の1ページの下から2行目ぐらいに、「しかしながら、2月にインフルエンザのピークを迎えたことも重なり、3月末に支払い額が確定した時点で不足額が生じたため専決処分」というふうに書いてございますが、議会は3月23日までであったんですね。3月末に支払額が確定したとちょっとざっくり書いてあるんですが、追加議案等で間に合わなかったものかどうかという点について、説明をお願いいたします。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

診療、要はレセプトなんですけど、例えば2月の診療分につきましては2月いっぱい病院で締められまして、3月の中旬に国保連合会のほうへレセプトが参ります。で、国保連合会のほうでそのレセプトの内容を審査いたしまして、私どもにその請求が来るというのは、正直申し上げますと4月の頭なんです。実際2カ月ちょっと時間がかかるものですから、私どもとしても3月末間に合うかどうかと、足りるかどうかと非常に心配はしていたんですが、正直申し上げて、うちのほうに請求が来たのが4月の頭ということで、3月31日にさかのぼって専決処分をさせていただいたというのが正直なところでございます。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第57号議案の審査を終わります。

次に、第58号議案の専決処分の審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第58号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

説明

○重松委員長

ただいま執行部より第58号議案の専決処分の説明がございましたけども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○白倉委員

改めてお伺いしたいんですけども、施行が4月1日からということで専決処分となっております。今はもう6月末ですが、専決処分の理由として議会を開くいとまがないということで専決処分というのは認められているものなんですけども、本当にそのいとまがなかったのかどうか。私の記憶では、従来、例えばこういうふうな保険税の改正をするときには、例えば均等割とか所得割とか、その辺の割合をどういうふうにするのかなんていうことまでを含めながらいろんな部分で旧町のときは本議会で議論してきた記憶があるんですね。ここでもう、いとまがないから専決処分となれば、これをどうするかという、否決するか可決するかということにしか話がならないんですよ。

ですから、大事な議案でもありますので、本当にこの2カ月間いとまがなかったのかですね。少なくとも、そのいとまがなかったのかどうかというところをしっかりとお尋ねしたいと思います。

○福田保健福祉部副部長兼保険年金課長

まず、国民健康保険税と保険料の違いをちょっと御説明したいと思います。

佐賀県の場合は、10市10町全部が国民健康保険税でございます。例えば、大都市であります福岡市とかあの辺は国民健康保険料ということになっています。

国民健康保険料の場合は国民健康保険法というのがございまして、その中で政令に委任されております。ですから、こういう限度額の変更とかそういうのも、政令に委任されておりますので、国のほうで閣議決定をされればそのまま政令が変わることになります。たしか、国民健康保険料のほうは、ことし1月に政令改正がなされております。

しかし、国民健康保険税につきましては地方税法のほうから参ります。地方税法が国会を通りましたのが3月29日でございます。そこで閣議決定をされまして、3月31日に公布されております。公布される前にこの税条例を変更するという事は非常に難しいという中では、私どもとしましては専決処分もやむを得ないと考え、もし専決処分をしないとなりますと、要は4月1日にはもう課税がスタートいたしますので、1年間おくらせなければならぬこととなります。既に御承知のとおり、平成27年末の佐賀市の国保の累積赤字が約20億円を超えております。そういう中で、四千数百万円でございますが、これを1年間おくらせるということは、またさらに国保税の赤字がふえるということでございますので、

そこら辺を考慮したところで専決処分をさせていただくような手はずをしたということでございます。また、内容については、3月16日の文教福祉委員研究会でも御説明をさせていただいたところでございます。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでございますので、これで終結いたします。

以上で第58号議案の審査を終わります。

次に、第60号議案の専決処分の審査を行います。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第60号議案 専決処分について（平成28年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）） 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第60号議案の専決処分の説明がございましたけれども、この件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、御質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑等もないようでございますので、これで終結いたします。

以上で第60号議案の審査を終わります。

次に、第45号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第45号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第45号議案の説明がございましたけれども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども。

○江頭委員

多機関協働による相談支援包括化推進事業の推進員2名の配置なんですけど、例えば今まで、この図で言うと社会福祉協議会とか、おたっしや本舗とか、こういう関係機関でできなかったサービスというのは大体どういうのが考えられるんですか。

○成富福祉総務課長

支援の対象者をどのような方と見ているかということかと思うんですけども、1つには先ほど話しました、制度のはざまの方ですね、いわゆる市役所に障がい者の手帳なり生活保護の相談等でおいでになって、生活保護には該当しませんね、身障手帳には該当しませんね。しかし、生活上は困っているんですよといった場合に、今まででありますと民生委員に後の見守りをお願いしますというような形が限度であったかなと思います。

本来であれば、市の社協と連携してそういった見守り等はなされるべきであったかとは思いますが、ややそういった部分が今の状況では弱いのかなというところがあるかと。今も児童相談所や関係機関とは当然連携して支援を行っておりますけども、そういった連携した支援をより強固なものにしていくということで考えていただければと思います。

○江頭委員

自治体としてこの推進員を置かなくてはいけないという国の方針がそういうふうになっているという説明だったんですが、これは絶対的に置かなくちゃいけないということなんですか。

○成富福祉総務課長

必須事項ではございません。国のほうでも、こういった地域連携や多機関連携というものを進めていこうという流れの中でモデル事業を応募されたものですから、私どもはさせていただきたいということで手を挙げて、今回モデル事業として始めるところでございます。

○江頭委員

推進員は2名ですよ、ほとんどが人件費ですよ。これはモデル事業だから国庫支出金がこうやってついているんでしょうけど、この2名というものの算定というか、佐賀市において2名が必要だという根拠はどこにあるんですか。

○成富福祉総務課長

とりあえず2名の人件費として算定をしております。1人の場合、想定されるのがアウトリーチという形で地域に出て行く場合にこっちに人がいなくなっちゃうということで、最低2人はということで2人の職員数で人件費を見積もっているところでございます。

○江頭委員

この推進員の資格というのは要るんですか。

○成富福祉総務課長

特に法的に資格を云々ということはありませんけども、当然こういった形で福祉に携わる者として社会福祉士の資格がある者を配置する予定にしているところでございます。

○重松委員長

ちょっと関連で私の方からよろしいですか。この推進員2人なんですけれども、例えば、モデル事業ですから単年度という形になると思うんですけれども、2人配置して、1年間モデル的にやったけども結局だめだったと。今回、平成29年度、平成30年度という形で線を引っ張ってありますけれども、うまくいかなかった場合は、モデル事業で単年度になってますが、どうなるんですか。

○成富福祉総務課長

おっしゃるとおり、国のほうは単年度の事業ということでされておりますけども、一つ

には、1年で終わるような見込みはないという情報はありますので、二、三年はあろうかと思えます。

ただ、言われるように、ないとは限りません。ただ、ないからといって、この事業自体が不必要なものとは当然考えておりませんので、これに見合った形の事業のやり方を考えていかなければいけないのかなと思っております。

○松永憲明副委員長

こういう人たちがいることは、確かにいいことだろうと私は思うんですが、このことを民生委員なり福祉協力員の方へどういうふうにつないでいくのかというところがキーポイントになるんじゃないかなと思うんですね。そういったところでの相互連携をどのような形でとられていこうとされているのか。

それからまた、そのはざまにおられる方々に対する周知といいますか、そういったことを今度新たに設けますので、積極的に御相談くださいとか、そういったことについてはどういうふう考えられているのかお聞かせください。

○成富福祉総務課長

まず、周知の部分についてでございますけども、当然あらゆる手段を投じながら、新聞報道等も含めて周知を図っていくということで、ホームページ、市報等でもお知らせをしていくべきものと思っております。ただ、その周知のタイミングが非常に難しいとは思っております。

実際に窓口を出して市民の目に触れるような形になるのは、恐らく1階の窓口ができた段階で、それまでの間は、準備期間ないしそのネットワーク構築のための内部的な作業が主になってきますので、そういった意味ではタイミングが今からの検討の課題かと思えます。

また、連携でございますけども、一つに、地域福祉計画の重点事業として、先ほど言われました福祉協力員の全市配置といったことを含めてやっておるわけでございますけども、そういった市内全校区の設置を目標にやっている中で、社協の果たす役割なり、そういった意味で、民生委員も含めて地域でそういったお話をしていく中で、地域を支えるその連携体制というものを少しずつ構築していく必要があるかというふうに思っているところでございます。

○松永憲明副委員長

そしたら、その窓口というのは新たに市役所のどこかに設けられるわけですか。

○成富福祉総務課長

実際にカウンターができる予定は、1階の改築が完了したときに窓口として目に見える形になります。ただ、それまでの内部で準備作業なりする段階では、こういった形でそういう広報を進めていくかというのは、ちょっとまだ検討段階でございます。

○重松委員長

よろしいですか。

○村岡委員

配置される2人のうち1人は、訪問とかの対応をするようにというふうにとおっしゃったんですけど、基本的には相談をされる方の個人宅に訪問するという形ですか、それとも例えば支所に出向くというような感じの訪問になるのですか。

○成富福祉総務課長

具体的にどの範囲、どこまでいくというのはこれからの研究課題かと思います。ただ、そういった事態も当然想定されるために、アウトリーチも可能として考えているところです。

○田中保健福祉部長

どちらかというと、待つて相談を受けるだけではなく、連携機関とのいろんな調整で外に出回ると。ですから、相談があったから出回るのではなく、いろんなところとの課題等々が見つかれば、そういうのを全部やっていくということで出ます。ですから、推進員の1人がではなく、2人で出て行くのが業務になってきます。ですが、全部出ていくわけにはいきませんので、どちらかは残るといって最低2人は置くということです。

それから、今からこのスキルというか、ノウハウというのは集積していかなきゃなりませんし、もちろん市職員もその中には当たっていく。要するに、お互いにバックアップしながらやっていかないと、長続きしないだろうとっております。これを持続可能にやっていくためには、市職員と推進員が一緒にやっていくと。そして、社協の中に置いているのは、社協の組織の中でまたつながっていくということまで考えて、今回、社協のほうに委託するというようにしております。

周知については、7月、8月の早い時期に、講演会形式な形で、どこまでを対象にしてやるかは今ちょっと検討しているんですが、説明会みたいなことも考えて実施していきたいというふうに考えております。実際にもう取り組みますので、窓口自体を大きく出すことは、ちょっと今の建物上、難しいんですが、相談を受けないということではありません。もう始めますから相談は受けます。そういう相談がある際には多分、福祉総務課が窓口になるとは思いますけれども、その辺で実際に相談も受けていくと。ただ、準備がまだまだ必要ですので、その準備も合わせてやっていくというふうな形でいきます。

国のほうが、先ほど言われたように単年度事業ではございますが、やはり国も1年だけで終われると思っておりますので、2年、3年と継続したいという意向は確認しております。ただ、確実というわけではありませんが、国もそういう意向を持っているということは確認しております。

○白倉委員

私が聞いたかったことは、まだ窓口の整備は、前回の当初予算で上がっていましたので、その完成が平成29年でしょう。だから、その間どういうふうにこの予算で動かれるのかな

と違ってですね。今、部長が説明されて、実質は窓口を福祉総務課にして動かれるということに理解しました。

それで、社会福祉士の資格を持っていらっしゃる方ということなんですが、例えば、どういうふうな形でお願いしようと思われているのか。具体的に言いますと、例えば佐賀市の場合、スチューデントサポートフェイスとか、その他の団体とかで、そういうことにながばつとかかわって人材もそろえている団体がありますね。そこに、例えばこういった形で資格を持っていらしてというような形で投げかけるのか、市のほうから何らかの形で募集して、一人一人要件に合う人を募っていくのか、どういうふうな形で進んでいかれようかとされているんですか。

○成富福祉総務課長

先ほどお話ししましたけども、委託先としては社協を予定しております。社協のそういった資格を有する者を配置していただくということで対応を考えております。当然その採用等がありますので、そういった資格を有する方を採用していただくということになるかとおもいます。済みません、ちょっと今のは言い過ぎました。社協のほうから派遣をいただきます。

○重松委員長

よろしいですね。

○福井委員

事業全体としてこういうふうな方向で、説明があったかどうかはわかりませんが、言われたのは、いわゆるはざまのところの方たちを対象としているというふうなニュアンスがありましたよね。大体どれぐらいの方たちを対象にしているのか。そういう市としての考え方というのははっきりしていますか。

○成富福祉総務課長

人数の把握を統計的にとったのはございませんが、感覚的に言って、やはりかなりの部分、毎日1件ぐらいは出てくる可能性があるかという気もしますし、私は特に生活福祉課とかにいたものですから、そういうイメージがありますが、ちょっとわからないと申しましようか、そんなに多くはないと思います。

ただ、もう一つ、そのはざまの方だけではなく、実際に対応する方でもう一つつけ加えたかったのは、複合的な世帯ということで、高齢者と母子世帯や高齢者とひきこもりの子どもがいる世帯といった複合的な課題を抱えている部分でもやはり連携した対応といいましようか、ネットワーク構築ということが必要でありますので、はざまの方だけではなくこの相談の対象になるかと思えます。

○重松委員長

よろしいですか。

○福祉総務課参事兼副課長兼窓口機能向上推進室長

先ほど1日にどのくらい相談される方がいるかというお尋ねだったんですけども、やはり福祉総務課のほうで民生委員に事業をお願いしているんですけども、民生委員のほうからも、やはり福祉協力員や民生委員がその地域の中でいろいろな相談を受ける中で、どこの機関に行っても、例えば、おたっしゅ本舗に行ってもどこに行っても、複合的にまたがる相談をお持ちの方で解決できないという、地域で支えていただける方の悩みというの、1日やっぱり一、二件は上がってきています。

保健福祉部内の各課の話を書く中で、電話でどうしても一度来ていただいて相談に乗ってほしいというの、その中でもやっぱり一、二件は上がってきていますので、うちのほうではこの事業を起す中で、目標としては1日5件ぐらいはそういったものがあって、中には解決できるものと解決できないものというのがもちろんあると思いますけども、解決できないものにおきましても、民生委員や福祉協力員の中で継続的に見守っていきたいというところは考えております。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

以上で第45号議案の審査を終わります。

次に、第59号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第59号議案 平成28年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第59号議案の説明がございましたけれども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

それでは、社会教育部の審査に入りますが、その前に、4月の人事異動に伴って社会教育部の職員の異動がっておりますので、紹介をお願いしたいと思います。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介をお願いいただければというに思いますけども。どうぞお願いいたします。

◎職員紹介

○重松委員長

では、付託議案の審査に関係のない職員は退室されて結構でございます。

それでは、議案審査に入りたいと思います。

まず、第52号議案から審査いたします。

執行部から第52号議案「佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」について議案の説明をお願いいたします。

◎第52号議案 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま執行部から第52号議案の説明がございましたけれども、この議案について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第52号議案の審査を終わります。

次に、第45号議案の審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第45号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算(第1号) 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第45号議案の説明がございましたけれども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども。

○山口委員

文化芸術招待事業について、勉強会のときにお聞きしたのは、小・中学生は招待で、夜の部になるから必ず保護者をとということだったんですが、保護者と2人並べるような形で、つまり合計200席は必要になるかと思うんですけども、保護者が例えば2人来たり3人来たりといった場合の対応はどうされるのでしょうか。

○宮崎文化振興課長

当初はそういうケースも考えてはいたんですけども、これが5月20日ぐらいに新聞発表をされ、やはり地元から初めて出た宝塚のトップスターということで、非常に反響が大きくあっているわけですね。そういうこともあって、保護者が2人とも来るとか、そこまであらかじめ確保してしまうと、やはり一般で買う方たちというのがですね、正規料金で買われるわけですから、ちょっと問題があるかということも考え、申しわけないですけど1名のみとしております。別に、まだ行きたいと言われる方は、席は一緒にとれるかどうか分かりませんが、通常どおりのチケットを買ってもらおうという形で考えております。

○山口委員

今、宮崎課長が言われたように、実は私もそのことを懸念しておりました。300、400席をとってしまうと、一般でも好きな方がいらっしやって、かなりの倍率になる可能性があるんですよ。ですから、子ども1人に対して保護者1人という形で確認したので結構です。

もう一つ、先ほどコミュニティ助成事業の話があったんですが、これは自治公民館と聞かされたんですが、校区公民館とかではなく、あくまでそれぞれの自治公民館しか対象にならないんですか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

自治公民館が対象になっているところでございます。コミュニティ助成事業ということで、あくまでコミュニティセンターという位置づけでの補助金になっております。ですから、コミュニティセンターという形で自治公民館を申請しているという形です。

○山口委員

そしたら、この財源が宝くじのどうこうというお話があったんですけども、これはそもそも自治公民館から前もって何かそういった要望が上がって、それに対してたまたまその宝くじの財源が来たから、ちょっと割り振っていきましょうという形になっているんですかね。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

今言われたように、何件か申請というか、要望が上がってきます。うちのほうで審査をして優先順位を決めて県のほうを通して申請をするという形にしておるところでございます。

○社会教育課参事兼副課長兼子ども・若者支援係長

補足ですけども、まず、毎年10月ぐらいに県のほうから通知がありまして、そういった宝くじを財源として、コミュニティセンターに対する補助ということで募集があります。それで、我々のほうが募集をして、その年のうちにそういった募集が複数あれば、その順位を決め、県のほうに報告をして、大体翌年の4月ぐらいに当選といいますか、決定されるような流れになっています。そのほか、当然御存じと思いますが、市の単独で自治公民館の建設補助というのを別に設けております。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

○永渕委員

済みません、文化芸術招待事業に戻りますけど、勉強会でも付加価値の話をちょっとしたんですけども、やっぱり次代の文化芸術の担い手育成ということを考えて、豊かな感性、創造力を育むということの事業化でしている以上、私はやっぱりちょっとどこかで触れ合う機会というのが必要かなと思っているんですね。

ただ、直接会うのは大変で、確かにリハーサルとかして大変だと思いますので、例えば、こちらの気持ちをお伝えしたり、そういう気持ちなんだと、自分のまちから朝夏さんが出られたように、次代の新しい人を育てたいというか、そういう人が出てくればという思いもあるので、何かこの子たちにメッセージを――舞台上でできるのか、例えばビデオメッセージをするのかとか、何だったら事前に撮ったものをユーチューブとかで見れますよ、

皆さんにこういうメッセージがありますよとか、やっぱり何かどこかでこの子たちとダイレクトに触れ合うところがないと、ただの抽せんによる招待と、それでいいと思われているかどうかは別ですけど、私はそういうのをぜひやっていただきたいと思いますので、御見解をお聞かせください。

○宮崎文化振興課長

本当に委員が言われるようにできれば一番よかったなというふうに思います。ただ、勉強会のときにも申し上げましたように、今回は全国ツアーということで前後にスケジュールがびっしりと入っていますので、なかなか時間がとれないという中で、ちょっと御提案があったんですが、この事業についてはシティープロモーション室とも連携してやっていこうという話がありまして、事前取材等をお願いしておりまして、メッセージをいただくというふうなことは考えていますので、その中に子どもたちへのメッセージとかを入れていただくことはできるのかなと思っています。

また当日も、最後のカーテンコールといいますか、そこで朝夏さんが御挨拶をする場面もございますので、そういったところでもそういうメッセージは入れられるのかなというふうに考えています。

それと、佐賀市におきましては、次世代の育成ということも考えておりまして、今回の朝夏さんではないですけども、財団のほうでやっておりますアウトリーチの事業で、主催事業をされた著名なアーティストの方が、今度は学校に行って、それこそ直接授業をされたり、コンサートをされたりと直接触れ合う機会がございますし、佐賀市民芸術祭の中では、子どもたちとプロの方の共演とか、昨年も中学校合同バンドなんかありましたけど、そういうところにプロの方が入って一緒に演奏をするというような取り組みをしておりますので、そういった取り組みを今後も続けていきたいと思っております。

○重松委員長

よろしいですか。

○白倉委員

同じ項目で予算が77万円ついているんですが、ちなみにこのチケットは幾らなんでしょう。聞きたいのは、例えばその委託料で、これは財団に委託するわけでしょう。そして、例えばチケット配送料とか、何やかんやの事務的な部分も発生してくるわけですね。ですから、チケット料がそのまま――1つには財団とうちとの関係で、チケット代が正規チケットそのままなのかどうか。財団と市なので、通常の値段じゃなくてという部分があるのか、事務費なんかとの関係も含めてちょっとお尋ねいたします。

○宮崎文化振興課長

先ほどちょっとお伝えしましたが、チケットはS席で7,300円です。財団との関係どうのこうのではなく、正規料金です。だから、100枚分で73万円になります。

残りは抽せんになるであろうと考えていますので、はがき代ですね、当選された方に当

たりましたよということではがきをお出しする分と、あとは、チラシを市内の小・中学校に配りますので、そのチラシの印刷代です。残りは4万円しかないんですけど、あと事務的、本当に人件費的な部分とかの部分はある程度出さずに、財団で頑張ってもらおうという形にしております。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第45号議案の審査を終わります。

次に、第5号及び第6号報告について議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

◎第5号報告 平成27年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第6号報告 平成27年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第5号、第6号の繰越明許費関係の説明がございましたけども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

○高柳委員

武家屋敷の件なんですけど、そもそも嬉野家というのはどういうふうなかかわりなのか、もしよければ説明をいただきたいんですけど。

○重松委員長

調べてもらって、後で回答をお願いします。そしたら先に進みます。

○山口委員

先ほど説明をいただいた繰り越しの分なんですけど、武家屋敷や勤労者体育センターについてはきちっとした説明がありました。何を言いたいのかというと、この予算そのものが平成27年度のいつ予算をつけたのか、当初予算だったのか、補正予算だったのか、それによって繰り越しをしなければいけなかった。

例えば、若楠公民館は9,800万円の予算で5,700万円の繰り越しということで、半分も使っていないわけですね。ですから、その間に何をやってたんですかということになるんですよ。この予算がいつついたのか。それで、こういう理由でこの部分を繰り越します。繰り越した分というのは、繰り越した翌年度のこの時期に終わりますと。やっぱりこの3つぐらいはセットで説明してもらわないと、繰り越しの意味がちよっとははっきり出てこないんですね。ですから、改めてということはいけません。今後、ぜひそういう形で整理をして説明をお願いしたいと思います。

○重松委員長

よろしいですか。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

予算につきましては全て当初でつけております。いろいろ理由があつて繰り越ししておるところでございます、その説明をいたします。先ほど説明したように全て当初につけてその年度でやるような形としておりますが、一部工事に関しては繰り越しもあるかと思ひますけど、その当該年度でやるということで予定していた部分でございます。済みません、用地買収ができずに次年度に送ったとか、そういう部分が多くございます。

○重松委員長

そしたら、次回からそこら辺の説明を詳しくしていただきたいと思ひます。

○百崎社会教育部副部長兼社会教育課長

はい、わかりました。

○重松委員長

よろしいですか。

○宮崎文化振興課長

先ほどの嬉野家のことですがけれども、嬉野家というのは、もともとは杵島・藤津地方を中心に勢力を持っていた武士ということで、13世紀の蒙古襲来の際に活躍したというふうに言われています。江戸時代に佐賀藩の家臣団に組み込まれ、その時代に今の門がある場所、松原小路に移り住んだと言われております。

○重松委員長

よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたしたいと思ひます。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

社会教育部の職員は退出されて結構でございます。ありがとうございました。

◎執行部退室

○重松委員長

皆さんにお諮りしますが、引き続きよろしいでしょうか。それでは、こども教育部の審査に入りますが、その前に、4月の人事異動でこども教育部の職員がかわっておられますので、その紹介をお願いしたいと思ひます。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介をお願いしたいと思ひます。

それでは、お願いします。

◎職員紹介

○重松委員長

どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、付託議案の審査等に関係のない職員は退出をされて結構でございます。よろしいですか。

それでは、議案審査に入ります。

まず、第51号議案から審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第51号議案 佐賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第51号議案の説明がございましたけども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら。

○白倉委員

資料をいただきたいのがあるんですけども、佐賀市の家庭的保育事業所について、ここには施設の数だけ書いてあるんですけど、施設名も入った一覧というのがございましたら資料を請求したいんですが、お願いします。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

今、手元にはないんですが、準備して配付することはできます。

○重松委員長

きょう大丈夫ですか。すぐできますか。では、誰か代表で取りに行ってください。すぐに取り寄せをお願いいたします。

○江頭委員

今回の条例というのは待機児童対策のための条例の改正と思いますが、この条例の改正によって、どのくらい待機児童が減るかということについて算定されておりますか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

今回の条例改正が、保育士の確保、それから保育の担い手の裾野を広げるということで、待機児童との直接関係というのは、参酌することができないというものでございます。

○重松委員長

よろしいですか。

○江頭委員

待機児童対策という言葉をつなげた形でされると、わからなくなるんですね。多分そうだろうと私は思っています。保育士の雇用、保育士不足に対する部分でしょうけど、それが待機児童対策につながると言えば、それはそうなんですけど、要するに、これは保育士の雇用対策なんですよ。この辺は分けていかないと、何か私たちが聞くと全てが待機児童対策ということに、見間違うじゃないけど、私たちにはそう聞こえちゃうんですよ。この辺はやっぱり、それは文面のつながり、言葉のつながりというのはそうなっていくんですけど、そういう説明をされるから待機児童が減るのかと誤解される部分がこういうのであるんじゃないかと思えます。皆さん現場では全くそう思わないのでしょうか、保育士のこの条例改正が待機児童対策につながるなんて全然思わない。でも、待機児童対

策という言葉が出てきている。そこに物すごく違和感があつてちょっと質問したんですけど、まあよろしいです。

○重松委員長

答弁はいいですか。

○江頭委員

要りません。

○福井委員

関連になるんですけど、まさに課長の説明の中に、担い手の確保、裾野を広げる、プラスチックで当面の間という表現をされました。この当面の間ということはどう理解したらいいんですか。つまり、この案件が要件緩和になるんだけど、ある段階では要件がもとに戻りますよと、こういうふうなことがあり得るのか。いや、もう一旦それでいくとなるのか、この当分の間というのはどういう理解をすればいいのでしょうか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

きのうの議案質疑でもございましたけど、当分の間というのは、国の資料によりますと、女性就業率上昇等により保育の受け皿拡大が急速に進んでいる間を指すというふうにされておりました。待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的、時限的な対応というふうな感じで資料的には説明をされておりました。具体的にいつまで、例えば何年間とか、そういうふうなことではございません。

○江頭委員

きのうの議案質疑を聞いていて、この当面の間って出ましたよね。そのときの部長の答弁は、待機児童がゼロになるというような言い方をしなかったですか。これは確認です。そういう言い方をされたから、待機児童ゼロって話で、この当面の間という話はしなかったですかね。その確認をさせてください。

○藤田こども教育部長

私の答弁の中でも、多分、今の待機状況が少し緩和されるとか、そういう「間」という表現でも、当分の間、要は緊急的な対応というお話をしたと思います。

○重松委員長

ゼロとは言っていないということです。よろしいですか。

○白倉委員

ちょっと考え方を改めてお伺いしたいんですが、本来であれば、保育士の労働条件とかお給料の問題とか報酬の問題とか、いろんな部分を改善していきながら、人的確保を進めていくのが本来の姿だろうと私は思うんですけども、ただ、この条例に基づいて、まず1点目として、これはどこの自治体でも今回出されている条例なのかというのが1つです。

それと2点目が、これに伴ってやはり心配されるのが保育士の質ですね。保育士の質が落ちないのかどうなのかというところが、やはり一番、私たち議員としても懸念されると

ころなんですね。だから、そのあたりをどう考えられるかなど。

それと3点目、これはもう見通しでしか言えないんですが、この条例改正によって、やはり佐賀市の14施設、それとそのあとの5施設ですね、対応してくるものなんですか。それはわからないですか、現状を踏まえて答弁をお願いします。

○重松委員長

今3点出ましたけれども、よろしいですか。1つずつ。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

条例をこの時期に出しているかどうかというのはちょっとわかりませんが、例えば、省令をそのまま引用していれば、条例改正が自動的にされるという自治体もあるかもしれませんが、その自治体の条例のつくり方によるとと思いますが、基本的には大体、今年度のこの時期に提案されていると思います。

○重松委員長

ちょっと待ってください。3問の質問が出ていますからそれぞれ答弁をいただいてからお願いします。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

保育の質につきましては、きのうの議案質疑で部長が答弁いたしましたけど、嘱託の指導主事、特別支援の巡回指導員による保育に対する指導助言や、それから保育士を対象とします市の研修会、こういうものを開催することで保育の質の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、国としても、今回の省令改正が保育の質を落とさない範囲で保育士配置の特例的運用を可能とするというふうにしておりまして、先ほど委員が言われたように、保育の質の確保はどうなんだというところは、巡回や研修会など、こういうところで確保に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○重松委員長

あと1つ、見通しについてお願いします。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

見通しにつきましては、その小規模の施設がどういうふうにされるのかというのは、ちょっと今のところ把握はしていないところでございます。ただ、県の所管でございます保育所とかに関しましては、済みません、准看護師を保育士とみなして採用しているところはございますが、この研修を受けた方とかがどうなるのかというのは、ちょっと今のところよく見通しが立たないところでございます。

○白倉委員

ありがとうございます。

恐らく本会議でも討論の議論が上がってくるかなと思うんですが、ちょっと確認したいのは、これは省令に基づく部分なので、自治体の裁量の部分はどんなふうになっているん

ですか。この省令に基づいて改正しなくちゃいけないものなのかどうなのか、ずばり言ったらですね。そこのところはどんなふうなかかわりになってくるんですか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

国が示している資料によりますと、この省令というのは保育士の配置や運営の最低基準を定めているものでございまして、国がこの基準をこういうふうにしますと、それに従って自治体も従う基準ですというような形で示されておりますので、省令がそうなれば、最低条件としてはそこまでできますと、広げることが可能だと。それをしなくてもいいと、自治体によってはそのまま、それ以上のレベルでもいいというふうにはなっています。最低はここですよということです。

○重松委員長

保育士が見つからないから、こういった形になってくると。いけば大丈夫だから。ほかに。

○松永憲明副委員長

ちょっとわからないので、具体的にお聞きしたいんですが、②のところで保育士資格を有しない者を配置することができるということなんですけれども、全くの素人を雇うというわけにはならないと思うわけですが、具体的にはどういった人材を考えられていて、今後そういった方がもし採用された場合に、保育の質を落とさないためにどうするのかというところをお答えください。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

今の御質問につきましても、きのうの議案質疑でご説明しておりますが、まず保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者という条件がございます。この市長が認める者につきましては、国が資料の中で想定しているものがございまして、まず1つが保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者というふうになっております。例えば、常勤であれば1年相当程度の期間そういう施設で勤務された方、あと家庭的保育者というのがございまして、家庭的保育者というのは研修を受け、自宅等で児童を預かる家庭的保育事業を行う者、それからもう1つが、自治体が行います子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者となっております。こういう人達を国が想定しているということでございますので、佐賀市もその考えに従って判断するところになります。

それから、保育の質につきましては、先ほど言いましたように、指導主事や特別支援の巡回指導員の巡回による指導助言、それから研修会の開催等によって質を確保していきたいというふうに思っているところでございます。

○松永憲明副委員長

その後段のところなんですけれども、指導主事の巡回指導というところは、結局それは佐賀市が行うことになっていくわけですかね。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

佐賀市が行っております。

○松永憲明副委員長

保育士資格を持っていないけども、そういったものにかかわってきた人たちで市長が認める人ということになっているわけですが、先々こういった人たちに保育士の資格を取得させるということを考えられているのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

具体的に今どうこうという、まだそこまでの考えは持ち合わせておりませんが、常勤として1年程度の勤務期間があつて、そういうところに勤められているというところで、保育士資格を取得していただけるような方策はとっていききたいというふうに思っているところでございます。

○重松委員長

よろしいですか。

○松永憲明副委員長

それでは、③の近接する職種で、幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭を保育士にかえて活用できるということなんですけども、これは実際に勤めている人じゃないだろうと思うんですよね。だから、そういった資格を持っている人ということだろうと思うんですけど、その確認からまずお願いします。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

資格は確かにそういう資格を持っている方ということで、現職というより、一旦退職された方とか、そういう方になろうかと思っております。資格的には幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭の資格を持っている方ということでございますので、兼務という形ではなくて、施設がそういう方を雇うということでございますので、一旦そういう仕事から離れられた方という形だと思います。

○松永憲明副委員長

そういった方でも、特に小学校教諭が保育を行っていく場合には、保育に関係する専門的な学習といいますか、勉強といいますか、そういった単位を取れば保育士の資格を取れるということになるだろうと思うんですよ、小学校教諭の場合には。ですから、そういった講習を履修させるということを考えられているのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

先ほどの幼稚園教諭や小学校教諭などは、保育士にかえてこういう人たちを保育士とみなすような形で——みなすといいますか、保育士にかえて働いていいよということでございますので、この方たちが改めて保育士の資格を取るというものではありません。

○松永憲明副委員長

それはわかるんですよね。だから、先々の対応を考えて、保育士をふやしていくという考え方の中で、そういうことは考えられないのかという意味での質問です。

○重松委員長

わかりますか。先生方は潜在的な保育士、要するに国家免許まで取るという気持ちはないと思うんですよね、多分。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

先ほどの副委員長の質問でございますけど、こういう先生方が保育士の資格を取るといのは、なかなか考えられないんじゃないかと想像しております。きちんと、どうなんだということについてはちょっとわからないんですけど、保育士の資格を取るといふうにはちょっと考えにくいと思います。

○松永憲明副委員長

実は小学校とかは免許更新制度になっているわけですよ。資格があっても、更新をしていない人はそれでいいわけですかね。免許が与えられて長年勤めていらっしやらない、あるいは資格は取っているけど、全くそういった職種につかれていないと、資格だけ取りましたという方もおられると思うんですよね。免許更新との関係で、そういう方であってもいいのかどうか。そこら辺がちょっと気になる場所なんですよ。

○重松委員長

以前に先生の経験をしていただければいいのでは。

○保育幼稚園課副課長兼企画係長

先ほどの教員免許の更新についてですけれども、今回、保育士にかえて活用ができるという教諭については、免許の更新を行っていることが条件になっています。免許の更新は行っていなければならないということです。

○松永憲明副委員長

ということは、免許を取っただけ、持っているだけではいけないということですよ。かなり限定されてきますね。

ですから、今の答弁を聞きますと、小学校教諭や養護教諭という場合は、もう直近でやめた方とか、免許更新をして、もう定年でやめられた方とか、まだその資格の効力を有している方でないと、これには該当しないということになりますよね。そしたら、かなり限定的になってくるなというふうに思いますけど。そういう理解でよろしゅうございますか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

はい、そのとおりです。

○重松委員長

よろしいですね。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

資料が用意できましたので、お配りしたいと思います。

○重松委員長

資料請求の分ですね。お願いします。

ほかにないですかね。ほかに質疑はないですね。

○松永憲明副委員長

もう一つ、4番目を忘れておりました。代替要員のことなんですけども、これは当然、例えば保育士が研修に出られるとか、どうしてもやむを得ず休みを取られるとかということもあり得ると思うんですね。ですから、11時間開所の8時間労働としている中でも、子どもたちが昼寝している間を見るだとか、いろんなケースが考えられるんじゃないかと思うんですが、保育士の資格を有しない者を活用できるというのがあるんですが、有しない者という意味が代替要員になるという、そこら辺を具体的にわかりやすく、どういった場合を考えられているのかお聞かせください。

○重松委員長

そしたら、その前に、資料請求の分が来ましたので、この件について白倉委員のほうから何か御質疑等ございますか。

○白倉委員

資料ありがとうございました。

こども教育部1の資料の4番あたりが特に気になっているんですが、11時間開所8時間労働としているところなどによりという部分で、保育士の資格を有しない者を活用できるという条件はつくんですけども。それでちょっとお考えを聞かせてほしいんですが、まず1つには、先ほどから申していますように、保育の質の低下につながらないように、監督も含めてぜひお願いしたいということ、これは意見として申し上げておきたいと思います。

それと、園児数と先生の数というのは、決められている数があるんですが、それと同時に、園の広さの基準というのがあるんですね。ちょっと今具体的に言って間違ったらいけませんので、ここは何人しかだめだとかというような広さの基準があるわけですね。ですから、このみなしによって崩れることがないように、そういったところもしっかりと市のほうで目配りを十分にお願したいということをお申しますが、何か答弁があれば。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

先ほどの職員の配置とかにつきましては、市のほうで施設を見に行つて、その配置状況等を確認しておりますので、そこで担保はされております。

○重松委員長

そしたら、副委員長の答弁。

○保育幼稚園課副課長兼企画係長

先ほどの質問の代替要員関係なんですけれども、このケースは保育所、保育施設が11時間の開所時間を設けております。一般的に、職員の勤務時間は8時間以内での勤務を設定されることが多いと思いますけれども、8時間と11時間では3時間の開きがございます。ですから、例えば保育士の必要数というのが基準上は5人で済むといった場合であっても、11時間開所することで5人を雇用するだけでは職員の数としては間に合わなくなります。そ

ういったケースに、例えば7人の職員で11時間をシフトで回していくということが想定されます。その場合に、保育士の最低基準は5人配置をしなければいけないということに、仮になっていますと、そのプラスアルファの2名、追加で採用する職員については保育士の資格を有しない経験者とか、そういった方たちを活用できるというケースが想定されます。その場合であっても、全体として3分の2以上は保育士の有資格者じゃないとだめですよという縛りはかかっております。

(「3分の2というのは、何の3分の2」と呼ぶ者あり)

例えば、保育施設に子どもが10人いらっしゃるとすると、それに対する保育士の配置基準というのが、何人というふうに決まるわけなんですけれども、その子どもの数は、1日の時間帯によっても多い時間帯、少ない時間帯とがありますけれども、その時間帯それぞれにおいて配置基準がありますけど、それぞれの時間帯で職員が配置されている状態の中で、そのうちの3分の2は必ず保育士じゃないといけないという意味合いです。

○松永憲明副委員長

それは、8時間勤務だから当然そういうふうにならなくちゃならないだろうと思うんですね。ただ、問題は、やっぱり保育の安全、子どもの安全ということをしっかり考えておかないといけないだろうと思うんですね。

うつ伏せで亡くなったというニュースも最近出ておりましたし、佐賀ではそういったケースはないとお聞きしているところでございますけど、やっぱり保育の安全という観点から、そういった資格がない人であってもしっかり研修を受けさせるとか、そういったことをやっていく必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺の配慮をぜひお願いしておきたいと思います。

○重松委員長

よろしいですね。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようございますので、これで質疑を終結いたしたいと思います。

以上で第51号議案の審査を終わります。

ちょっとお伺いしますけども、あと2つの議案と報告が2つあります。よろしいですか。執行部よろしいですかね。続けてやったほうがいいですか。

では、続けていきたいと思います。

次に、第45号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第45号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算(第1号) 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第45号議案の説明がございましたけども、この件について委員の皆さんから何か御質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、第45号議案の審査を終わります。

次に、第5号及び第6号報告について説明をお願いいたします。

◎第5号報告 平成27年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第6号報告 平成27年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第5号、第6号報告がございましたけども、この案件について委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかには御質疑等もないようでございますので、以上でこども教育部に関する議案審査を終了いたします。

そしたら、委員の皆さんにお伺いいたします。

付託案件の審査のための現地視察ですけれども、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありませんね。ないようでございますので、それでは、次の委員会は来週6月27日月曜日、午前10時から採決を行いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。